様式第4号（第5条関係）

第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

水洗便所への早期改造について（通知）

あなたの所有する下記の家屋は、　　　　年　　月　　日から下水道処理の供用を開始しました。

先般、文書にてくみ取便所を水洗便所（直接下水道に接続する。）に改造をお願いしておりますが現在まだ改造がなされていないようです。供用開始後３年以内に水洗化することは、法律でも義務づけられており、期限まであとわずかとなっておりますので早急に水洗化工事をされますようお願いします。あわせて、浄化槽設置式水洗便所を設置している家屋の所有者につきましても遅滞なく下水道への接続をされますようお願いします。

なお、水洗化が完了している場合は、ご面倒でもご連絡をお願い申し上げます。

また、水洗化ができない特別な事情やお問い合わせは、丸亀市　　　部　　　課までご連絡ください。

（電話　　　　　　内線　　　　）

記

家屋所在地

改造義務期限　　　　　年　　月　　日